研究会報告

ＣＩＡフォーラム研究会報告

内部統制におけるＩＴ統制評価の研究

＜２＞

関西研究会No.14

ＣＩＡフォーラムは、ＣＩＡ資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会（ＩＩＡ－ＪＡＰＡＮ）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

当研究報告書は、ＣＩＡフォーラム関西研究会No.14が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

【目次】

第６章　まとめ

内部統制元年における内部統制報告書の概要が明らかになり、６月30日までに報告書を提出した企業のうち56社が有効でない旨、表明している。これは、提出企業2,672社のうち２％に相当し、アメリカでの初年度における同様の割合が16％であったことを考えると、質的な相違はともかくとしても、表面的な数字からは無難なスタートとなったようにうか

がえる。

一方、ＩＴ統制に関する事項としては、2件挙げられている。詳細は割愛するが、「新システム稼動が遅れ、現行システムでの各業務プロセスの運用状況が記録できなかった」。また、「バックアップデータが消失し、会計データが復元できなかった」と、非常にシンプルな指摘事項であった。

私達が、注目したいくつかの点で問題となるような指摘事項は、今回生じていないが、ＩＴ統制上、問題は起こっていないと認識するのは、いささか早計に過ぎるように感じている。

むしろ、私達が考えた問題点は、「2008年度では、未だ土俵の上に乗ってはいない」と認識すべきではないかと考えている。

これは、ＩＴ全般統制が必ずしも統制活動の対象として位置付けられず、全体としては、ＩＴ全般統制としての評価を避ける、更に踏み込んでいえば、マニュアル統制上の判断で済ますことができるように、業務プロセス記述を「適切」に変更した要素もあったのではと推測している。一概にはいえないが、今回参加した研究会メンバーの所属企業においても、全体としては、そのような印象の強い取組みの流れであったと述懐している。

そうした点からすると、初年度の今回において、ＩＴ統制に係る事項が少なかったことは、ある程度予測の範囲であり、引き続き、ＩＴ統制への取組みは内部統制上、重要な取組みであることを改めて認識した次第である。

今回の私達の研究会活動の中で、すべてにわたり方向性を明確にできたわけではなく、場合によっては、ＩＴ統制を的確に導入するには、別途対策費を必要とするケースもあり、費用対効果を考えていかに的確にリスクの低減を行うか、今後の検討課題とした事項も少なくはない。

ただ、「現場目線からの提言としてのＩＴ統制」が、ようやくスタート台に立ったとの認識の下、今後の論議の一角に加えられることを、研究会メンバー全員は期待している。

最後に、私達の「金融商品取引法」対応上での「ＩＴ全般統制」に対する考え方は、以下に集約されることを確認しておく。

① ＩＴ全般統制は、広くはＩＴガバナンスに含まれるも、金融商品取引法対応上の「ＩＴ全般統制」の対象目的は、「財務信頼性の確保」にある。
② スコーピングは、トップからボトムへのトップダウン型のリスクアプローチであり、評価は、ボトムからトップへの関連性探求型（＝依拠の連鎖）である。
③ 監査は、①②を踏まえた「ＩＴ統制監査」であり、「システム監査」とは明確に区分される。
④ 監査主体である「合理的な人物」は、内部監査部長、システム統括部長、経理部長の三者協議体である。

添付資料１．【財務報告に係る内部統制の評価　主要年表】
（アメリカの動き）

1977年	海外不正支払防止法（ＦＣＰＡ；Foreign Corrupt Practices Act） ロッキード事件を端緒に法令化
1985年	不正な財務報告に関する全米委員会（通称トレッドウェイ委員会）発足
1987年	「不正な財務報告」最終報告公表　ＣＯＳＯ委員会発足
1992年	ＣＯＳＯフレームワーク公表
2001年12月	エンロン破綻
2002年７月	ワールドコム倒産　（シンシア・クーパー監査人の内部告発）

2002年	アーサーアンダーセン解散
2002年７月	米国企業改革法成立（通称ＳＯＸ法）
2004年	ＳＯＸ法制度適用１年目スタート
2005年	ＳＯＸ法施行１年目報告（大企業まで）
2006年12月	ＰＣＡＯＢ、ＳＥＣ、実務対応制度の緩和策を発表
2007年７月	サブプライム問題発生、ＣＯＳＯモニタリングの見直し強化
2008年１月	ソシエテ・ジェネラル、トレーダ損失72億ドル
2009年６月１日	ゼネラル・モーターズ米国連邦破産法第11条適用申請（倒産）

（日本の動き）

2000年９月	大阪地裁有罪判決「大和銀行事件」　経営者の善管注意義務違反
2002年４月	和解「Ａ社総会屋違法行為」　知らなかったでは済まない
2002年８月６日	金融庁「証券市場の改革促進プログラム」公表
2002年12月１日	金融審議会金融分科会第一部会「証券市場の改革促進」公表
2003年３月末	証券取引法施行令及びディスクロージャー制度関連内閣府令の改正
2003年４月１日	同上（企業内容等の開示に関する内閣府令）施行 コーポレートガバナンス、内部統制事項の開示が義務化、代表者確認書の任意添付
2004年４月	公認会計士・監査審査会発足
2004年10月	Ｂ社　Ｃ社株式保有率等の虚偽記載
2004年10月	Ｄ社　過去２年にわたる粉飾決算、旧経営陣が裏金捻出
2004年11月16日	金融庁「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」
2004年12月24日	金融庁「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」部会報告
2005年１月～12月	東京証券取引所の「確認書」　各社決算と同時に公衆に縦覧
2005年１月28日	金融庁企業会計審議会・内部統制部会が編成される。
2005年２月	東京証券取引所の「宣誓書」　各社一斉に提出
2005年７月13日	財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）公表
2005年８月	経済産業省「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組みについての指針」を公表
2005年12月８日	「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」 通称「実務指針」と呼ばれ「実施基準」公表までの間、内部統制推進のガイドラインとなるが、以後１年間「実施基準」は公表されず。
2006年５月	会社法施行（2006年２月７日公表） 内部統制システムの整備（選択） 会社法施行規則（98条、100条、112条）で、内部統制の整備を決議した企業のコーポレートガバナンス、リスクマネジメント、コントロールを要請
2006年６月７日	「金融商品取引法」成立 上場会社に対して2008年４月１日以後に開始する事業年度から、有価証券報告書の記載内容が適正である旨を記載した「確認書」及び「内部統制報告書」を、有価証券報告書と合わせて提出することを要請
2006年11月21日	金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」公表
2007年２月15日	金融庁「実施基準」公表

2007年４月	金融庁「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案」等を公表
2007年７月18日	日本公認会計士協会「監査人向け実務指針草案」公開
2008年３月11日	金融庁「内部統制報告制度に関する11の誤解」公表
2008年４月	内部統制報告制度の初年度スタート
2009年７月１日	初年度「重要な欠陥」は計56社（３月期決算企業）で提出企業の２％
2009年11月２日	初年度「重要な欠陥」は累計68社（７月期決算企業まで）で提出企業の２％

添付資料２．ある企業におけるＩＴ全般統制への取組み

⑴　ある企業の対応

財務報告の信頼性に関わるリスク及びコントロールに最も精通しているのは、【情報セキュリティガバナンス】を任された経営者自身だが、日本の経営者は、ＩＴシステムに精通している者が少ない。そのため、経営者は内部統制の構築・整備に当たり、ＩＴ全般統制の構築だけは、【内部統制推進チーム】の構築対象から切り出して、別建てのチームを作り、【情報システム部門】である社内情報システム部門に自社のＩＴ環境の評価、ＩＴ全般統制の対応を指示してきた。

依頼する経営者側は財務報告に絞った対応であることを認識していても受託した情報システム部門は、往々にしてシステム監査対応と類似した対応を指示されたものと受け止めていた。そのため、情報システム部門は、大手ＩＴ企業が推奨する利用シーン別対策に目を向けがちだった。

また業務プロセス構築チームとＩＴチームの間でも会話不足があった。同時に両者は監査法人／コンサルティング会社とも接触する機会が少なく、会話不足であった。そうした悪条件が重なり、企業で行われた実務の流れは以下のようなものとなった。

１．ＩＴ業務処理統制がキーコントロールに選定される。
２．ＩＴ業務処理統制を支えるシステムは、自動的にＩＴ全般統制の整備が必要になる。
３．ＩＴ全般統制にはCOBIT for SOXのフルセットチェックが求められる（システム部門の常識）。

かくして情報システム部門は足りない時間を工面しながら次の作業を進めることになった。

１．ＩＴ統制対象システムの特定：Ｊ－ＳＯＸ対象業務プロセス（キーコントロールとなるＩＴ業務処理統制を持つシステム）。
２．実務文書の作成：統制指針、規程／手順、業務文書（システムごと）、各種帳票（テスト手順等）の整備作業。
３．統制ポイント数の確認（大規模な例92～小規模な例32　平均40程度）×システム数。
４．要員不足と時間不足で、次年度以降に先送りを検討。

⑵　形式主義に陥ったＩＴ全般統制

だが、このアプローチは表面上ＩＴ全般統制を整備する活動として実施されたが、その内実は形式重視のものであった。

一部のグループ企業では、親会社から要望された作業は、子会社の人材不足から、誰も中身をレビューしない書類の山を積み上げる結果となった。時間のない中での作業であったこと、目的を形式整備に限定したことなど、初年度特有の事情もあるが、初年度から重大な欠陥を出したくない本社の意向で、リスクベースでは価値の低い評価作業が自己点検の名目で実施された。

上記２の「実務文書の作成：統制指針、規程／手順、業務文書（システムごと）、各種帳票の整備作業」について、実際の整備作業は、以下のような分類で進捗管理が行われていた。

① 当該システムの実務文書の修正・加筆ボリュームは何%か？
② 当該システムに実務文書が存在しない場合、類似システム文書があるか？
③ 類似システム文書があれば、それを利用した場合の修正ボリュームは何%か？
④ 初めから文書作成する必要のあるシステムは全体の何%か？

この進捗管理は、最初から①、③であることを前提としており、できる限り④を排除して進捗率を高める狙いをもっていた。

本社の進捗管理に間に合わせるため、表題重視で実務文書が作成され、「ドキュメントはあるか？」という質問票の基本チェック項目をYesにする。こうしてＩＴ全般統制のセルフチェック項目はクリアされていった。

このような作業で、ＩＴ全般統制が保証され、業務リスクばかりでなく、財務リスクまでもが軽減されていると判定されることになった。

【内部統制推進チーム】は内心違和感を覚えつつも、専門外であるＩＴ全般統制の構築は、このように進めるものなのだと納得している面があった。

COBIT for SOXの網羅性に期待して指示を出した【情報セキュリティガバナンス】が当時の実態を明確に認識していれば、もっと違ったアプローチもあり得たかと思われる。

むしろ初年度は評価不可とするか、手作業によるキーコントロールテストにした企業体のほうが次年度以降に取り組むテーマを認識できる余地を残したという意味で正しいアプローチであったかもしれない。

添付資料３．ＩＴ統制に対する各社の取組事例

（別添「金融商品取引法上の内部統制取組におけるＩＴ統制評価の実状」より）

⑴ ＩＴ統制の対象システムの選定

ＩＴ統制の対象システムの選定に当たっては、当研究会メンバー10社の企業のいずれも、会計監査上の重要な業務プロセスを選定し、そのプロセスに関連するシステムを対象とする方法で選定を行っていた。重要な業務プロセスとしては、受注、売上、在庫、支払、決算財務などを対象としている企業が多かったが、業種柄人件費のウェイトが高いために人件費に係るプロセスを重要プロセスとした企業があるなど、その業界独自の個別プロセスを対象としている企業もあった。

また、選定したシステムとしては、会計システムや販売システムのほか、物流システムや生産管理システムを対象とした企業もある。興味深いのは、人事システムでＩＤ管理をしているからという理由で後日人事システムを対象とした企業があった。

⑵ ＩＴ全社統制

実施基準の「(参考１）財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」（ＩＴへの対応）に記載されている５つの評価項目をＩＴ全社統制項目としている企業が多かった。

２社については、５項目だけを統制項目としている。５項目のほかに、監査法人の指導を受けて項目を追加した企業もある。３項目あるいは７項目、多い企業では23項目の追加を要求された企業もあった。

評価項目に関するばらつきの一例として、ある企業では、監査法人からシステム監査実施の是非をＩＴ全社統制項目として追加するよう要請されていた。

⑶ ＩＴ全般統制

⑺ ＩＴ全般統制の構築方法

① コンサルティング会社の利用の有無

監査法人とは別のコンサルティング会社（別の監査法人を含む）の指導を受け、構築するものが大半であった。

② リスクベースあるいはコントロールベースの選択

トップダウン型のリスクベースアプローチであるＲＣＭ方式と、ボトムアップ型のコントロールベースアプローチであるチェックシート方式に二分された。

また、ＲＣＭ方式では、ＣＯＢＩＴベースと標準的なアプローチの方法に分かれた。

③ 管理項目（プロセス）数

1）開発・変更・保守管理、2）情報セキュリティ管理、3）運用管理、4）外部委託先管理の４つに分類する会社が多い。これを基本に、ジョブ実行管理、バックアップ管理、ユーザー権限（アクセス）管理、障害管理等に細分化し、追加する場合もあるが、分類の考え方の違いによるものである。

④ チェック数（キーコントロール数）

チェック項目数では、大きく、30～50項目と100項目以上の２つのグループに分かれた。また、ＩＴリスクのうち、重大な統制である“キーコントロール”については、特に定めていない会社が多い。チェック項目＝キーコントロールとする会社が多い中、レベル“H(High)”のものだけをキーコントロールとした会社もある。40項目程度が相場となっている。

また、トップダウン型のリスクベースアプローチが重要であり、ボトムアップ型のコントロールベースアプローチはいたずらに文書化作業や評価作業を増やすだけとの指摘があった。

(ｲ) ＩＴ全般統制の評価体制

内部監査部門に、ＩＴ専門の要員を配置し、ＩＴ全般統制を監査するものが大半である。

内部監査部門にＩＴ要員を配置していない会社は、最初に情報システム部門が自己点検し、その結果を内部監査部門が検証するか、又は、外部委託の体制をとっている。

(ｳ) ＩＴ全般統制の評価対象

① 評価対象システム

業種により、評価対象とするシステムが異なるが、複数のシステムを対象としている。すべてに共通しているシステムは経理システム（財務・決算を含む）のみである。

経理システム以外には、「基幹」、「人事」、「販売・売上」、「生産管理」、「物流」等のシステムを対象としている。中には、業務プロセスとの関連から選定した対象システムに対して、本来、ＩＴ基盤ごとに全般統制の項目を選定して整備・評価すればよいのであるが、監査法人からの要求により、ＩＴ全般統制の項目が先に決まっており、対象としたシステムすべてについてそれらの項目すべてを整備・評価することとなってしまったケースもあった。

② 評価対象部門

情報システム部門である。

(ｴ) ＩＴ全般統制の評価手法

① 評価方法

情報システム部門が自己点検をするのが大半であるが、その後が様々である。「自己点検で終了」、「内部監査部門で検証する」、「外部監査機関へ評価委託する」の３つの場合に分かれている。自己点検をせず、内部監査部門のみで検証する場合は少ない。

② サンプルテストの方法

少数のため全数テストする場合を含めて、サンプルテストを実施する会社が過半数を占めるが、ＩＴ全般統制ゆえとの理由でサンプルテストをしない場合もある。サンプリングは対象期間を決め、年間発生件数に対する抽出件数を定めている。

③　評価ツール

一部にＲＣＭベースの評価シートを用いている会社があるが、大半は評価ツールを使用していない。

⑷　ＩＴ業務処理統制

(ｱ)　構築方法

各社は、業務処理統制に含め構築しており、３点セット（業務記述書、フローチャート、ＲＣＭ）の中にコントロールとして盛り込んでいるのが大半であるが、一部の会社では、ＩＴ業務処理統制を構築せず、ＩＴ全般統制のみ構築している事例や、重要な業務処理統制に限定してＩＴ業務処理統制を構築している事例がある。

各社は当然に、業務処理統制が異なっており、その態様に応じ、構築方法も相違することとなったと考える。

(ｲ)　評価体制

専門性と独立性をどのように担保するか検討の上、各社以下の評価体制に分かれている。

①　情報システム部門による自己評価と内部監査部門による自己評価結果手続を監査

②　システム経験者を配置した内部監査部門による監査

③　情報システム部門による自己評価と外部委託による監査

システム経験者を配置した内部監査部門による評価が専門性と独立性の両方を担保することとなるものの、システム経験者を配置していたとしても、人員数が不十分である場合や、全く人員を配置していない場合がある。

現実的には、独立性に課題を残すとしても、専門性を重視し、情報システム部門等のプロセスオーナーによる自己評価と監査の組み合わせとならざるを得ないことも背景としてある。

(ｳ)　評価対象

各社、⑶(ｳ)ＩＴ全般統制の評価対象において記述したシステムやアプリケーションについて、基本的には、ＩＴ業務処理統制においても評価対象となっている。しかしながら、(ｱ)構築方法においてもふれたように、ＩＴ全般統制のみを構築、評価対象としている会社や重要な業務処理統制に限定してＩＴ業務処理統制を構築している事例がある。

ＩＴ業務処理統制は、「実施基準」において、「業務を管理するシステムにおいて、承認された業務がすべて正確に処理、記録されることを確保するために業務プロセスに組み込まれたＩＴに係る内部統制」と定義されている一方、ＩＴ全般統制は、前述のとおり、「実施基準」において、「業務処理統制が有効に機能する環境を保証するための統制活動を意味しており、通常、複数の業務処理統制に関係する方針と手続」と定義されている。

(ｴ)　評価項目

各社、業務プロセスにおけるＩＴ業務処理統制につき、「実施基準」に記載されている具体例を参考にしながら、該当する自動処理に対し必要となる評価項目を選定している。

実施基準において、ＩＴ業務処理統制につき具体例として、以下の項目が記載されている。

①　入力情報の完全性、正確性、正当性等を確保する統制
②　例外処理（エラー）の修正と再処理
③　マスタ・データの維持管理
④　システムの利用に関する認証、操作範囲の限定などアクセス管理

一方で、ＩＴ全般統制は、前述のとおり、具体例として、以下の項目が記載されている。

① システムの開発、保守に係る管理
② システムの運用・管理
③ 内外からのアクセス管理などシステムの安全性確保
④ 外部委託に関する契約の管理

(ｵ) 評価手法

各社は、業務処理統制（マニュアルコントロールを含む）に含め、３点セット（業務記述書、フローチャート、ＲＣＭ）の中にコントロールとして盛り込んでいるのが大半であり、ＲＣＭを基にした評価シートをツールとして使用し、評価している。

ＩＴ業務処理統制は、業務プロセスの中に組み込まれた自動処理が、正確に処理、記録されることを確保するためのコントロールであることから、マニュアル（手動）コントロールと同様の評価手法を採用できる。したがって、評価ツールに限らず、業務処理統制におけるマニュアル（手動）コントロールと同じ評価手法となっているのが現状である。

【用語集】

用語	用語の説明
ＵＳ－ＳＯＸ	アメリカ「企業改革法」。404条：内部統制に関する法令。
Ｊ－ＳＯＸ	「いわゆるＪ－ＳＯＸは、金融商品取引法の第24条４の４及び４の６を指す」
ＣＯＢＩＴ	Control Objectives for Information and related Technology 企業・自治体の組織のＩＴガバナンスの指針として、アメリカの情報システムコントロール協会（ＩＳＡＣＡ）などが推奨しているＩＴガバナンスの実践規範のこと。
COBIT for SOX	IT Control Objectives for Sarbanes-Oxley（COBIT for SOX） COBIT for SOXは、ＩＴガバナンスのフレームワーク「COBIT 4.0」を「財務報告にかかる内部統制」の視点で抽出・整理し、ＵＳ－ＳＯＸで必要とされるＩＴ統制の目標を明確にしたものとされている。
実施基準	金融庁企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」のこと。
実務指針	2005年12月８日に企業会計審議会内部統制部会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」を通称「実務指針」と呼んだ経緯から、当論文でも「実務指針」として使用している。なお、上述の「実施基準（公開草案）」は、約１年後の2006年11月21日に公表されている。
ＩＴ統制	「実施基準」の中で規定されている「ＩＴの統制」のこと。 ＩＴを取り入れた情報システムに関する統制を指す。
ＩＴ全社統制	「実施基準」の中で、「（参考１）財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」として、ＩＴへの対応に関して５つの評価項目が記載されている。 「実施基準」の中ではＩＴ全社統制という言葉は使用されていないが、ＩＴに関する全社的な内部統制の評価項目ということで、この５つの評価項目を「ＩＴ全社統制」と定義する。
ＩＴ全般統制	「実施基準」の中で規定されている「ＩＴに係る全般統制」のこと。 業務処理統制が有効に機能する環境を保証するための統制活動を意味する。
ＩＴ業務処理統制	「実施基準」の中で規定されている「ＩＴに係る業務処理統制」のこと。 業務を管理するシステムにおいて、承認された業務がすべて正確に処理、記録されることを確保するために業務プロセスに組み込まれたＩＴに係る内部統制のこと。

用語	用語の説明
アサーション	財務報告の信頼性を保証するための、経営者による適切性主張項目。 １．実在性　２．金額評価　３．期間配分　４．網羅性　５．権利／義務　６．表示／開示
キーコントロール	６つのアサーションを最も効果的にカバーする重要な統制
ＧＡＩＴメソドロジー	ＩＩＡの「GAIT Methodology」のこと。 ＩＴ全般統制のキーコントロールの絞込み手法として、トップダウン型のリスクアプローチ手法が規定されている。
ＧＡＩＴ―２	ＩＩＡの「GAIT for IT General Control Deficiency Assessment」のこと。 発見されたＩＴ全般統制のキーコントロールの不備が、重大なリスクであるかを評価する手法が規定されている。

【参考文献】

⑴ 企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」平成19年２月15日

⑵ 金融庁「内部統制報告制度に関するＱ＆Ａ」平成19年10月１日、追加平成21年４月２日

⑶ 金融庁「内部統制報告制度に関する11の誤解」平成20年３月11日

⑷ 新日本監査法人監査技術部編（2007）『リスクベースで進めるＩＴ内部統制の実務』中央経済社

⑸ 経済産業省「システム監査基準 追補版」（財務報告に係るＩＴ統制ガイドライン）平成19年３月30日

⑹ ＮＰＯ日本システム監査人協会編「Ｊ－ＳＯＸ対応　ＩＴ統制監査実践マニュアル」2008年２月25日

⑺ 安本哲之助・鈴木章彦編著『2009年度システム監査』鳥取環境大学

⑻ 岡村久道著『会社の内部統制』日本経済新聞出版社、2007年４月６日

⑼ 細野浩一郎「ＧＡＩＴ Methodologyの概要――財務報告に係る内部統制におけるＩＴ全般統制の評価の範囲の決定（絞り込み）に関する方法論」『月刊監査研究』2009年１月号

⑽ 細野浩一郎「ＧＡＩＴ－２（GAIT for IT General Control Deficiency Assessment）の概要――財務報告に係る内部統制におけるＩＴ全般統制の不備の評価に関する方法論」『月刊監査研究』2009年７月号

⑾ ITGI，*IT Control Objectives for Sarbanes-Oxley*，April 2004

⑿ ITGI，*IT Control Objectives for Sarbanes-Oxley*，2nd Edition, September 2006

⒀ IIA，*GAIT Methodology*，August 2007

⒁ IIA，*GAIT for IT General Control Deficiency Assessment*，March 2008

＜ＣＩＡフォーラム関西研究会No.14メンバー＞　（順不同・敬称略）

（座　　長）八槇　博和

（メンバー）飯田　豊志／岡谷　亨／影山　裕／工藤　秀隆／鈴木　章彦／関口　善昭／寺本　勲／中西　豊和／村上　不二男／和田　光平